



5 住まいの確保に困ったとき



(1) 住宅セーフティネット制度

5 住まいの確保に困ったとき



(1) 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者とは…

低額所得者、高齢者、障害者など住まいの確保に困っている方を言います。

たとえば、こんなとき…

- ・借りていたアパートの大家さんから、取り壊すので出てくれと言われた。
- ・夫婦のどちらかが亡くなり、家賃負担が増えたため家賃が払えない。
- ・住み慣れた住宅が災害で壊れてしまい、使えなくなってしまった。



家を探しても…



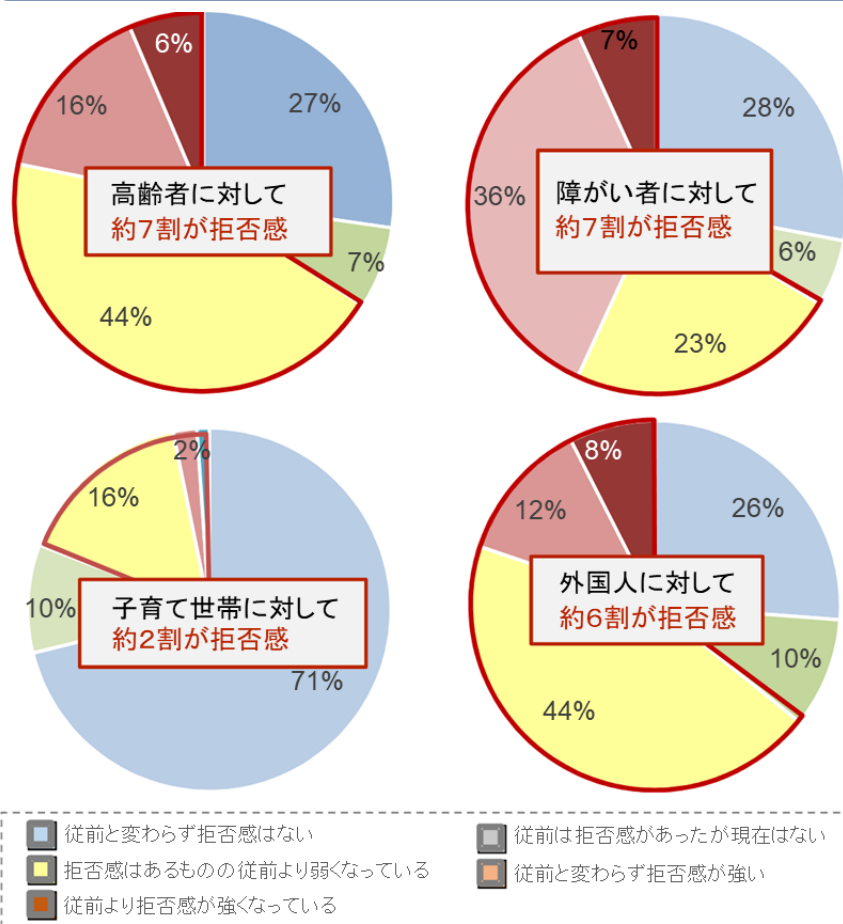
見つからない…

5 住まいの確保に困ったとき



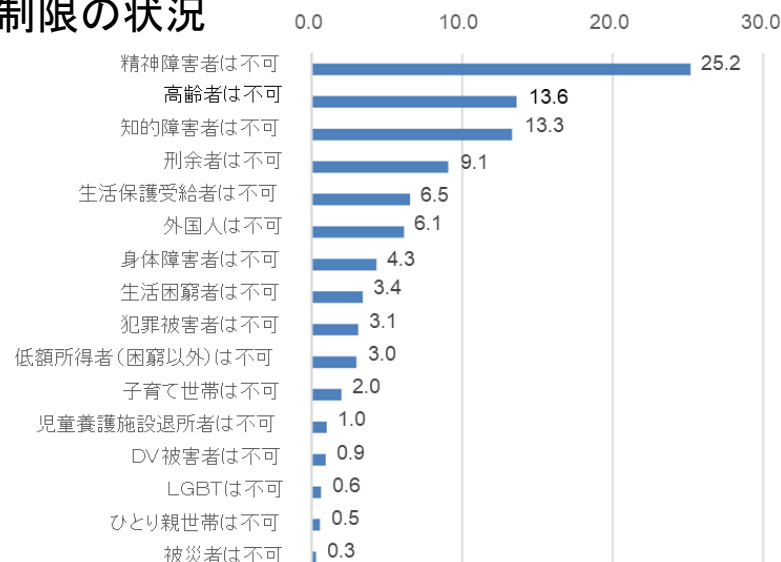
(1) 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況です。



出典: (令和3年度)家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書

入居制限の状況



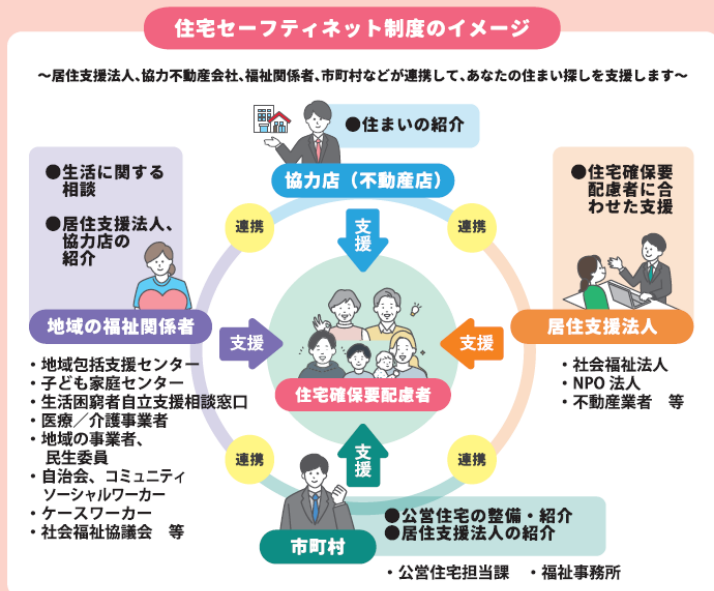
入居制限する理由



5 住まいの確保に困ったとき



(1) 住宅セーフティネット制度



1

高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された物件を「セーフティネット住宅情報提供システム」から検索し、住まいを探すことができます。

<https://www.safetynet-jutaku.jp>

2

①でも住まいが見つからない場合は「居住支援法人」の支援を受けることで、住まいが見つかる場合があります。居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や見守り等の生活支援などの居住支援を行う法人であり、「住宅セーフティネット法」に基づき、都道府県が指定する法人です。

宮城県内の居住支援法人を探す

- ・ <https://www.pref.miyagi.jp/documents/37455/20221222kyojusienhoujinn.pdf> (宮城県ホームページ)
- ・ 2～3 ページにも各居住支援法人の業務概要や連絡先が掲載されています

みやぎ住まいづくり協議会
(宮城県土木部住宅課)
電話：022-211-3256 FAX:022-211-3297
Email : juutakup@pref.miyagi.lg.jp 発行：令和 6 年 1 月

住まいが見つからなくてお悩みの方へ
ご存知ですか？

住宅セーフティネット制度

住まいについてこんな悩みはありませんか？



「住宅セーフティネット制度」とは？

高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯などのお住まいに困っている方（住宅確保要配慮者）に安心して住まいを確保してもらえるよう、賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度です。

住宅セーフティネット制度は、以下の **3 つの柱** から成り立っています。



住宅セーフティネット制度 3本の柱のイメージ

5 住まいの確保に困ったとき

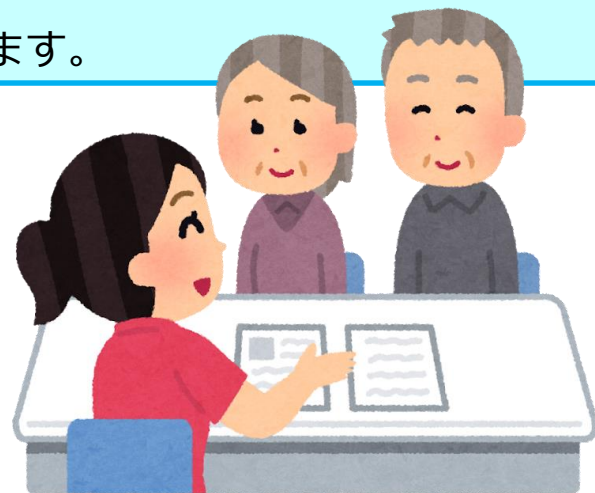


(1) 住宅セーフティネット制度

- 住まいに困窮する方に対して、住まいの確保や安定に資する支援業務を行っている法人を、都道府県が居住支援法人として指定します。
- 指定により、県HP等を通して支援業務を行う団体として広く周知され、居住支援協議会と連携して支援業務を行います。
- 令和7年2月末時点では、宮城県では16法人を指定しています。

居住支援法人の支援業務

- ・登録住宅に入居する住宅確保要配慮者への家賃債務保証
- ・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談等の入居支援
- ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
- ・そのほか、上記業務に附帯する業務



ポイント

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の状況を踏まえて必要な支援を検討し、住宅確保要配慮者にあつた住まいの確保、入居後の支援といった個別支援を行っています。
- 居住支援法人は必ずしもすべての支援業務を行う必要はなく、一部の区域や、一部の属性の住宅確保要配慮者に限った支援があります。

「いつまでも自分らしく
豊かな住生活を送るため」

加齢により身体機能が低下して
いくことなどを見据え、

**高齢期を迎える前の早い段階から
将来の住まいのあり方を意識
しましょう。**

